

計り、更に労働、企業の両者代表を主とする諮問委員  
員会を置き、舉國的協力に依り産業と労働の統制を  
強化すべし。

三

一、重要産業並に大産業は、国家若しくは国家の管理  
を統向目標とし、国家権力に依り指導監督し  
之を統制すべし。

一、中小並に雑工業は、各業別に同業組合を組織せ  
しめ、之に強制力を附與し、国家は同組合を介して  
之を監督指導し、その統制自行ふべし。